

豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

子ども健康部保健センター

#### 2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年11月16日

#### 3 監査の実施期間

平成28年8月8日～平成28年11月16日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

##### (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 保健センターの収納事務について、分任出納員以外の職員が取り扱っていたので、その事務を取り扱う職員全員を分任出納員に任命されたい。
- (イ) 成人病健診等業務の公金取扱について、未使用の納付書にあらかじめ通し番号が付されておらず、また、1個の分任出納員印を複数の職員で使用し、取扱者を特定する措置がされていなかった。このため、適正な事務に改善されたい。